特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び (税込み・配送料実費) 入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和元年 16 (木) (2019年)

No. 14929 1部370円(税込み)

発 行 所

一般財団法人 経済 産業 調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階)[電話]06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト http://www.chosakai.or.jp/

次 Ħ

☆中小・ベンチャー支援の現場から見た 知財戦略の現状と課題(上) ……(1)

☆フラッシュ (特許庁人事異動) ………(8)

中小・ベンチャー支援の現場から見た 理場当然更の部類は思

弁護士法人内田・鮫島法律事務所 弁護士・弁理士 和田 祐造

第1 中小・ベンチャー支援の現場から見た 知財戦略の現状と課題

1 中小・ベンチャーにとっての現実

大企業からはイノベーションが起こりにくく、 ベンチャーによりイノベーションを創出し、日本 からもGAFAのような巨大企業・産業を生み出 す機運が高まっている。特許庁においても、知財 の面からベンチャー企業を支援する様々な施策が

進められており、知財戦略を策定・支援するため のツールは充実してきている。

一方で、中小・ベンチャー企業にとりなぜ知財 戦略が必要なのか、それら企業の経営者が認識さ れていないと感じることが未だに多くある。一因 としては、目に見えず、その価値を可視化・数値 化をすることも容易ではない、知財そのものの性 質もあるが、経営者が自ら知財戦略の重要さを考

知的財産の内外権利化と権利行使

プライムワ-

PRIMEWORKS IP Attorneys

【情報・電子】 ≨¯毒⁺= *村田 雄祐 パートナー 青木 武司 ∯¯掉⁺±*真家 大樹 弁理士 菅野 茂 弁 理 士 山本 泰 弁理士 髙田 寛人

養霧毒 村上 雄一 弁 理 士 小澤 勝己 弁 理 士 吉川 太郎 【化学・材料・バイオ】 オベレーティングパートナー 小澤 一郎 弁理士 田中 康夫 弁 理 士 吉澤 大輔

弁 理 士 *野田 裕子

【機械・制御】 拳[−]車[≠]= *三木 友由 がようながらけっ 第一年 富所 輝観夫 弁理士 月成 俊介 弁理士 吉田 浩久 弁理士 岩井 広 弁 理 士 中田 洋二 弁 理 士 吉野 亮平

【通信】 笲─ѣナ£ *宗田 悟志 【商標】 弁理士 長谷川綱樹 弁理士*木村純平 【法務】 弁護士(顧問) 横井 康真 中国弁護士 クレア ツォッブ 米 国 特 許 弁護士(顧問)

東京都渋谷区恵比寿西2-11-12 グリュック代官山 $\pm 150 - 0021$ *付記弁理士(侵害訴訟代理権付記) FAX 03-3461-3688 URL:http://www.primeworks-ip.com/ TEL 03-3461-3687

えられる文献や機会も少ないように思われる。そ れ故、しっかりとした知財戦略のイメージを持つ ことができずに、突発的に良いアイデアをひらめ いたと思った場合や、契約の締結などにおいて、 場当たり的に知財化や知財の取扱いを考えるよう な対応に終始してしまっていることも少なくない 現状を知財戦略を支援する立場から日々感じる。

知財戦略の書籍は多数あるが、大企業向けのも のが多く、中小・ベンチャー企業向けのものは数 少ない。大企業向けの戦略では、三位一体や、知 財ポートフォリオ理論、オープン・クローズ戦略 など、さまざまである。しかし、中小・ベンチャー 企業では、組織が部門毎に分断される等の可能性 が低いから三位一体は殆ど関係ないし、予算に乏 しいため、知財ポートフォリオ理論など採りよう もない。中小・ベンチャー企業にはノイズとなっ てしまう情報が多いし、忙しい中小・ベンチャー 経営者にとって、大企業向けのセオリーを中小・ ベンチャー向けにアレンジして読み替え適用する ことなど、不可能に近い。

経営者自らが、知財戦略の重要性を認識し、か つ、担当者に丸投げしない体制を持つことが、中 小・ベンチャー企業にとり極めて重要である。な ぜなら、経営者がコミットしないと、知財戦略を 立てることが極めて難しくなるからである。知財 戦略とは、経営戦略や事業戦略に沿い、企業の強 みを見つめ直し、それをどのように知財として保 護していくかをデザインしていくプロセスそのも のであるが、企業の強みは事業と事業を実現する ビジネスモデルを決定する経営者でしか分からな いことが多いからである。

一方で、知財戦略は、特許や意匠などが新規な ものに権利が付与されるという性質上、いったん 開示してしまうと完全なリカバリーが困難になる 点で、経営に習熟した企業のステージに至ってか らでは手遅れになることから、創業間もない段階 から、一定の理解をしておく必要がある。

そこで、本稿では、中小・ベンチャーが抱え る知財戦略の現状と課題に関し、具体例を踏まえ つつ述べた上、当該現状と課題及びこれに対する 解決案を提示する。これにより、経営者の方が自 ら知財戦略の大事さを理解し、知財を積極的に道 具として使いこなし、知財戦略の立案を主体的に (専門家のサポートを得ながらも) 考えていくこ との一助になれば幸いである。

2 いつも持ち込まれる相談の問題点は同じ

これまで、ベンチャー企業を含む中小企業の知 財戦略を支援する業務に携わってきて思うことは、 持ち込まれる相談における問題点はおおむね共通 することである。

- (a) 特許を出願する前に、サービスをリリースし て発明の内容を開示してしまった
- (b) NDAを結ばずに、発明の内容を共同研究開 発を考えている取引先に開示してしまった
- (c) 技術系企業でない自社の製品・サービスが、 特許になるようなものとは思わなかった
- (d) 訴訟をする体力のない自社が特許をとる意味 などないと思っていた
- (e) 事業が軌道に乗ってユーザ数が増え市場が拡 大してから、特許を買えば足りると思っていた
- (a) と(b) は、特許は内容が公開されてしま うと取得できなくなるという、新規性という要件 がよく理解されていないことから生じる。(c)は、 既に公開された内容から一定レベル以上のもので ないと特許が取得できないという進歩性という要 件の判断基準が正しく把握されていないことから 生じる。(d) は、特許をとる目的やその効果を狭 くとらえることによって生じる。(e)は、新規性 という要件だけでなく、企業の成長ステージごと の特許の役割についての認識不足から生じる。

これらの問題点は、知財は見えないことから 生じる。企業の経営指標や事業の成長を判断する 指標は数値化することにより可視化される。アク ティブユーザ数、月ごとの売上、利益などであり、 成長は確認できるが、成長が存続するかは確認し 難い。しかし、知財は、自社の事業に及ぼす影 響を見ることはできない¹。したがって、経営者 にとり、知財は後回しになるし、悪影響があって もそこに問題があることすら気づけないことが多

3 知財戦略のリカバリー

ベンチャー企業の資本政策においては、後戻り